

令和 7 年度第 1 回太子町社会教育審議会議事録

日時：令和 7 年 12 月 11 日（木）午後 3 時 00 分～午後 5 時 00 分

場所：太子町議会棟 全員協議会室

1. 審議会の開催日及び場所

日時 令和7年12月11日(木)

場所 太子町役場議会棟 全員協議会室

開会 午後3時00分

閉会 午後5時00分

2. 諮問事項

「文化会館等における管理運営のあり方について」

3. 委員の出席者

室井 美千博(有識者)

中村 信義(有識者)

中村 薫(有識者)

廣田 ちなみ(有識者)

芦田 悦子(有識者)

玉田 正典(自治会)

神南 隆司(自治会)

福井 和幸(文化協会)

【欠席者】

蓮本 了遠(有識者)

山本 龍司(スポーツ協会)

田窪 大(青少年育成協議会)

4. 町出席者

教育長 糸井 香代子

《事務局及び説明員》

教育次長 福井 照子

社会教育課 課長 熊谷 恵之

副課長 児嶋 綾

主査 森田 耕平

文化会館 係長 佐々木 剛志

主事 延澤 朋樹

図書館 館長 竹内 恵美

歴史資料館 主査 河岸 和樹

5. 傍聴者 0名

6. 審議会経過 別記記載

【司会】

定刻になりましたので、令和7年度第1回太子町社会教育審議会を開始いたします。

本日は、お忙しい中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。司会は社会教育課の森田が進めさせていただきます。昨年度と同様でメンバーに変更はございませんので、お手元に審議会委員名簿と条例を配布しております。ご確認いただきまして、ご紹介に代えさせていただきます。

なお、本日は、蓮本委員及び田窪委員、山本委員が欠席となります。

本審議会は11名で構成されており、本日は8名の出席をいただいておりますので、太子町社会教育審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして会議が成立していることを報告いたします。

また、本日、審議会委員の皆様にご審議いただく内容は、「文化会館等における管理運営のあり方について」でございます。教育委員会から糸井教育長、福井教育次長、熊谷社会教育課長、児嶋副課長、文化会館の佐々木係長、延澤主事、図書館の竹内館長、歴史資料館の河岸主査が同席しております。どうぞよろしく願いいたします。それでは、開会に先立ちまして、糸井教育長よりご挨拶を申し上げます。

【糸井教育長】

皆様こんにちは。教育長の糸井でございます。

本日は社会教育審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素より太子町の社会教育推進のために委員の皆様にご尽力いただいておりますこと、改めてお礼申し上げます。本日は、文化会館等における管理運営のあり方について皆様からご意見をお伺いさせていただくためにお集まりいただきました。ご存じのように、文化会館、歴史資料館は施設の老朽化、ホールの吊り天井の対策等に伴う大規模改修のために、ただいま休館させていただいております。皆様方にはご不便をおかけしておりますけれども、今工事が進んでおり、令和9年7月にリニューアルしてオープンを予定しているところですので、また新たにお使いいただければと思っているところです。本日の審議会は、このリニューアル後の運営について、効果的・長期にわたり安定的に持続可能な視点で、文化会館・図書館や歴史資料館をどのように管理運営していくかという点について今の方針をまとめましたので、皆様のご意見を伺い、審議をいただきたいと思います。

また、行財政改革として取り組んでまいりました施設使用料の見直しについてですが、昨年度皆様方からお伺いしたご意見を基に、行財政審議会の諮問答申をいただいて、今年の9月議会で条例について可決をいただいて、令和8年の4月からこれを実施していくということで、今関係部署で説明を行っているところです。その内容についても、今日はご報告をさせていただく予定にしております。

皆様からは様々なご意見を頂戴し、今後も太子の社会教育がより充実してまいりますよ

う、忌憚のないご意見をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

結びに、12月に入りまして、今日も随分寒いですが、今インフルエンザがとても流行っております、幼稚園・小学校・中学校でも学級閉鎖をしている状況です。

また、今年のインフルエンザにかかるかと非常に重症化するようで、入院するというようなケースも聞いておりますので、どうぞ皆様、ご自愛をお願いいたしまして、開会のご挨拶いたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。続いて、議事を進めさせていただきます。

初めに、審議会の会長及び議長につきましては、社会教育審議会条例第5条に、「委員の互選により定め、会長は、会務を総理し、審議会を代表する」とあります。また、同条例第6条第1項に、「会長は、会議の議長となる」とありますので、議長を室井会長にお願いすることとします。それでは、室井会長、よろしくお願いいたします。

【室井議長】

それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきます室井です。

議事の進行は、先ほどありましたように、お手元の次第に従って進めさせていただきますけれども、議事の円滑な進行にご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、社会教育審議会規則第4条第2項の規定により、会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員には、中村薫委員と福井委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

【熊谷課長】

それでは、事務局より失礼いたします。ここで、文化会館等における管理運営の在り方について諮問をさせていただきます。教育長より室井議長に諮問書をお渡しいたしますので、室井議長はお受け取りいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【糸井教育長】

太子町文化第136号令和7年12月11日太子町社会教育審議会会長室井美千博様太子町文化会館等の管理運営について諮問文化会館及び歴史資料館につきましては、築後30年が経過し、建物設備の老朽化やホール等吊り天井の安全対策のため、令和7年4月より2年間休館し、大規模改修工事を行っております。この機会に、休館中の文化会館及び歴史資料館に図書館を加えた3施設の管理運営につきまして、これまで通り町が直接運営を行うのか、地域施設の活性化等を目的に管理運営を含めた指定管理者制度の導入を行うのかを検討してまいりました。

なお、教育委員会としましては、高度な専門的知識や経験を要する運営が求められる図

書館及び歴史資料館については直営の方針、多目的な利用が可能で柔軟な運営が求められる文化会館は指定管理者制度導入の方針で進めたいと考えております。

つきましては、太子町社会教育審議会条例第2条第1項第4号の規定に基づき、文化会館、図書館及び歴史資料館の管理運営について、審議会の意見を求めます。どうぞよろしくお願いいたします。

【熊谷課長】

ありがとうございました。それでは、審議に入ります前に、糸井教育長は公務がごさいますので、ここで退席をさせていただきます。

【室井議長】

ただ今、文化会館等における管理運営のあり方についての諮問をお受けいたしました。その趣旨について、事務局より説明をお願いいたします。

【佐々木係長】

改めまして、文化会館担当の佐々木です。よろしくお願いします。説明は着座にてさせていただきます。

それでは、文化会館等の管理運営について説明させていただきます。本日の説明は前方のスクリーンで行いますので、もし見えにくい場合はお手元に資料をお配りさせていただきます。皆さん資料はございますか。見えにくい場合はお手元の資料の方をご確認ください。なお、質問等は説明終了後にお受けします。

それでは、始めさせていただきます。1初めに、まずは文化会館等の現状についてです。太子町立文化会館、歴史資料館は、施設の老朽化及びホールの吊り天井の安全対策等に伴う大規模改修のため、令和7年4月より2年間の休館期間に入っております。リニューアルオープンは令和9年7月頃の予定です。この休館期間中に、リニューアル後の運営について効果的かつ持続可能な体制を構築するため、文化会館、図書館、歴史資料館の管理運営について検討を行いました。

2これまでの議論について少し振り返りたいと思います。まず、平成20年2月、社会教育審議会の社会教育課所管施設の管理運営の在り方についての答申になります。これは、平成18年4月、行財政改革の検討事項の一環であった公共施設の民間委託の諮問を受けてのものになります。別紙社会教育課所管施設の管理運営の在り方について、答申と書かれた資料をお配りしておりますのでご確認ください。この中で、まず3番の図書館についてと、4番の歴史資料館についてです。この2つについては、当時、町直営が適当というご意見をいただいております。理由としまして、社会教育施設として極めて公共性が高い、今後もこの状況を続けるべきである、歴史資料館については、地域の歴史、文化についての断続的な調査研究を行う上で、民間委託にはなじまないという理由で町直営が適当

という意見をいただいております。一方で、5番の文化会館につきましては、町直営が望ましいが、必ずしも直営を必要とせずということで、実施事業の在り方については検討を要するが、施設の貸出業務は必ずしも町職員である必要がないという理由としております。

次は、令和7年2月、前回の社会教育審議会です。議題は文化会館の大規模改修及び運営方針についてでした。主に大規模改修に関する意見や質問が多かったと思いますが、その中でも、指定管理について次のような意見をいただきました。1つ目、図書館、歴史資料館については直営が望ましい。2つ目、文化会館も含め、平成20年の答申を参考にしてほしい。3つ目、社会教育施設は、予算やその来館者数など数字では測れない面がある、など意見をいただきました。これが前回2月の社会教育審議会の内容になります。

次は令和7年3月、サウンディング型市場調査というものを行いました。サウンディング型市場調査というのは、地方公共団体が所有する施設や土地について、民間の事業者から広くアイデア、意見を聞くものになります。この調査で1つ注意していただきたいのが、あくまで意見を得ることが目的なので、それによって方針を直営にするとか、指定管理にするというものを決定するような調査ではございません。ちなみに、よく似た言葉でヒアリングというのがありますけども、ヒアリングは一方的に意見を聞くようなもので、今回のサウンディングというのは、こちらの意向を相手に伝えた上でその反応を聞く、というところに違いがあります。この調査では、指定管理者制度の導入検討に関して5つの事業者より意見聴取を行いました。中身に関しては、管理運営に関することであるとか、自主事業に関すること、施設価値の創出についてなど、多くの意見やアイデアが出ました。ふるさと文化村指定管理者制度導入に関するサウンディング型市場調査対話結果の公表についてという別紙をご確認ください。

1ページ目は調査の概要になります。2ページ目をお願いします。2ページ目の管理運営に関する意見を少し紹介します。管理運営に関することとしましての2つ目です。3、施設の管理運営は受託可能であるが、歴史資料館の学芸員業務は、行政対応、図書館については専門事業者と組む必要があるであるとか、その下、5つ目の歴史資料館については、学芸員業務は専門性が高いため、指定管理業務の範囲から切り離す方が望ましいといった意見などがありました。

自主事業についての2つ目、をお願いします。2つ目は、文化会館は平日よりも休日の方が稼働率は高くなりますが、例えば事業者に委託すると、平日の稼働率向上を図る講座実施の提案などもできますという意見もいただいております。

次、3ページのその他のところで、下から2つ目ですね。例えばリニューアル、今回文化会館は大規模改修2年間行いますけども、リニューアルに向けて施設コンセプトの見直しや施設のあり方を検討した上でソフト事業を打ち出していく必要があるんじゃないかという意見などもいただいております。

次は、この4月以降、教育委員会内や役場内での協議も重ねてまいりました。職員同士

の意見交換であるとか、サウンディング調査に参加してもらった事業者に追加で意見を聞いたりとか、町長をはじめとする3役にも何度も協議させていただきました。そうして、一旦次のような方針を定めました。

図書館、歴史資料館については、高度な専門知識や経験を要する運営が求められるため、これまで通り直営の方針を基本とする。一方、文化会館は、多目的な利用が可能で、さらに柔軟な運営が求められます。そこで、直営の課題等を一旦洗い出した上で、指定管理との比較検討を行うこととしました。図書館、歴史資料館の直営の方針というのは、内外の関係者などから直営の方がいい、という意見が大半でしたので、もう早い段階でこの方針でいこうということを決めました。

一方、文化会館については、直営の良いところもちろんありました。反面、その様々な課題等というのも出ておりました。そのため、この時点で方針を決めるのではなくて、一旦、直営、民間委託、指定管理について比較検討してみよう、ということで4月以降協議を行いました。

3番、文化会館の運営方針の検討ということで、文化会館運営上の課題を洗い出しました。1つ目は、魅力ある自主事業の企画運営。いわゆるプロデュース、プロデューサー業と言われているものです。これまでは町職員が担ってきました。そのため、職員の配置転換等によって年度ごとの企画運営力にばらつきが出ることもありました。30年ぐらいやってきたので、評判の良かった事業はもちろんあります。ただ、そうした事業でも、同じことを単純に繰り返すことで、目新しさや魅力というのが乏しくなることもありました。2つ目は、舞台オペレーターの確保と技術継承です。舞台オペレーターというのは、舞台上で安全管理や進行管理、作業指示などを出す舞台監督と言われる人や、照明や音響などを操作する技術者のことです。これまではオペレーター業を専門とする町の職員が1人おりまして、その人が外部委託したオペレーター業者と連携して業務を行っていました。しかし、その人も定年となり、その後もアルバイトとして必要な時は出勤していただいていたけれども、やはり後任というのは町として必要じゃないかということで、後任の育成等を検討しましたが、人材が見つからず、今に至っております。そこで民間の力を入れることで解決できないか、さらに、プラスアルファとしてサービス等の質の向上というのも図れないかということで、引き続き検討を行いました。

次に、次の表は文化会館における直営と指定管理の比較をしたものです。自主事業、舞台技術、サービスの質、それぞれの面から直営と指定管理を比較して、町民目線のメリットというのでも入れさせていただいております。

まず、自主事業についてです。直営の場合は、先ほどの課題でも述べましたが、企画運営力の不足によって集客力のある事業展開が困難です。一方、民間による指定管理の場合は、民間ネットワークを生かして老若男女が楽しめる事業展開が可能となります。町民目線で見ても、行ってみたいと思える事業が増えて、町内で文化が楽しめるようになります。

次は、舞台技術です。直営の場合は、専門職が常駐しないため、安全管理や品質にばらつきが出てしまいます。一方、指定管理の場合は、専門知識を持つスタッフが常駐することで、常に安全で高品質な状態を維持することができます。町民目線で見ましても、安心・安全性が向上して、機材トラブル等も減り、利用者の負担軽減が図れる見込みです。

最後はサービスの質です。直営の場合は、柔軟なサービス提供や広報活動がやはり少し難しいところがあります。一方、指定管理の場合は、ニーズに合わせた柔軟な運営、SNS等を活用した広報活動などが可能となります。町民目線で見ましても、利便性が向上して、利用しやすく親しみやすい会館となります。

次は、指定管理の主なメリットについて、もう少し深掘りしていきたいと思います。メリットを4つ挙げております。1つ目、利用者のサービスの質、満足度の向上です。指定管理者はイベント運営や集客ノウハウを有しております。より多様で質の高い事業を展開可能です。また、予約管理、貸館対応の迅速化など、サービス水準の向上も期待できます。利用者満足度の向上、来館者数増加につながって、施設の存在価値、文化会館の存在価値を高めることができます。

メリット2つ目、自主事業の拡充、収入増の可能性にあります。公演や新規イベントを展開して、チケット貸館収入の増加も見込めます。これは、長期的に見ますと公費負担の軽減にもつながります。事業者任せの場合は、委託料や指定管理料というのが発生するんですけど、事業者自身が稼げるようになれば、その費用が軽減されることにもつながる可能性を含んでおります。

ここで自主事業について実際の事例というのを紹介したいと思います。別紙のケイミックスパブリックビジネス文化事業の実績をご確認ください。これはサウンディング調査に参加していただいた事業者の1つで、もちろん、この事業者を指定管理先として候補にしているわけではないんですけど、一応参考に、こういう事業が民間でできるということで、紹介したいと思います。

まず、1ページ目、大ホール、文化会館のメインであるホールを使った鑑賞事業などもされております。その下には生涯学習やワークショップ、講座などもされております。

次に、2ページ目、太子町が6年度ぐらいから少しずつ取り組みたいと思っていた住民とともに作る事業もこの事業者であればされております。あと、1番後ろの4ページ目には、地域特性、地域機能を生かした事業企画ということで、例えば太子町に合ったような魅力的な事業というのを提案していただくことも可能です。この場では全部を説明できませんが、魅力的な事業を色々されておられます。この事業者に限らず、自主事業は町の意向に沿った形で事業展開をしてもらうことが可能です。例えば、今まで文化会館で人気のあった音楽祭とか、ロビーでやっていたコンサート、アフタヌーンコンサートとかクリスマスコンサートなど、そういった事業はそのまま引き続き一緒にやってください、加えて、新しい事業、例えば子育て世代とか、働く世代とかの方を対象、子供を対象にした、新しい違った世代を対象にした事業をプラスで何か提案して実行してほしい、という依頼

なども可能です。

メリット3つ目は、地域文化の活性化、民間連携の強化です。民間の柔軟な発想によって、地域アーティストや団体との連携も進めることができます。教育機関、商店、観光などと連携した地域活性化イベントも展開可能で、文化会館の地域拠点、地域の文化拠点としての役割を強化することができます。

最後、メリットの4つ目、人材確保とリスク分散です。直営の課題であった舞台オペレーターの確保とか技術の継承という課題を補うことができます。事業者は、施設運営、安全管理の専門知識を有していますので、運営リスクの軽減というのが期待できます。長期的に持続可能な運営体制っていうのを事業所であればまた作っていくことができます。

次に行きます。メリットを4つ挙げさせていただきましたが、デメリットも挙げさせていただきます。指定管理のデメリットの1つ目は、民間企業の場合、利益優先となる場合があるということです。これは、民間へ指定管理を委託した場合に、1番懸念することですが、これまでの町の方向性とかこれまで実施していた事業、伝統などをおざなりにして、利益優先になるのではないかという懸念です。ただ、これに関してはあくまで町の姿勢次第というところがありまして、文化会館は町の施設という意識を町自身が持って、事業者へ丸投げするわけではなくて、実施事業や運営に関する方針を町がしっかりと定めて事業者へ共有することで、これはもちろん防ぐことができます。

デメリットの2つ目は、直営と比較して費用増となる場合があります。これについても、事業者の募集や使用調整の段階で不要な業務っていうのは切り捨てる、コストカットをしっかりと行うことで、無駄な経費はなくすことができます。振れ幅の大きい自主事業についても、内容をしっかりと、町はこういうことをしたい、今までの事業でこれは残したい、新しくこういう世代を取り込みたいという方向性をしっかりと定めることで無駄な費用は抑えることができます。

ちなみに、指定管理制度が始まって10数年経ちますが、指定管理の失敗事例というのも全国的にはあります。失敗の大半の理由というのは、行政の丸投げというところにあります。これは事業者も嫌うことで、例えば太子町が指定管理を委託してきたけども、何も方向性を定めない、お金だけ払うから後は事業者でやっておいてということをすれば、事業者は指定管理料の収入を定額もらえれば何もしないっていうのが1番の儲けになります。

指定管理というものは、行政の仕事を丸投げして行政の仕事を減らすために行うのではなくて、あくまで業務分担であり、会館の方向性、方針決定等の仕事は行政が行って、それに沿った魅力ある事業の企画運営は民間の力を借りてやっていくものです。町は行政の責任というのをしっかりと認識した上で、手綱は行政が握って指定管理を行う必要があるのはあるのではないかと考えております。つまり、指定管理者制度の導入に伴うデメリットというのは、あくまで行政の姿勢次第でどうにでもすることができます。逆に、方針次第では、文化会館の魅力というのをこれまで以上に上げることもできます。ですので、指

定管理の移行というのは、単なるコスト増ではなくて、文化会館の価値向上への投資と位置づけることができると考えております。

ちなみに、別紙でもう1つ、近隣ホールの運営状況というのをお配りしています。これは近隣の指定管理の状況です。西播磨の自治体、姫路市、加古川市などを参考に調査したものになります。西播磨では直営のところもあるんですけど、公益財団法人が設立してやっているところが多いです。指定管理者制度は財団を設立しているケースもあります。そういった財団はホールの運営ノウハウを長年蓄積していますので、スムーズに指定管理者に移すことができたのかなと思います。一方で、姫路市や加古川市、加西市、高砂市などを見ていただくと、民間企業に任せているケースもあります。企業共同体と言って、複数の事業者が組んで行うケースも増えております。当町においては、これから財団設立というのはかなりハードルが高くて現実的ではありませんので、もし指定管理を行うのであれば、民間企業への指定管理というのを前提に考えたいと思います。

最後に、改めて運営方針を述べさせていただきます。図書館、歴史資料館についてはこれまで通り直営とします。文化会館は令和9年度のリニューアルオープンに合わせて指定管理者制度を導入するという方向性で進めたい、と町は考えております。以上につきまして、ご審議いただきたいと思います。

【室井議長】

事務局からの説明が終わりました。皆さん質問やご意見はありませんか。神南委員どうぞ。

【神南委員】

持続可能な体制を構築する、よく持続可能という言葉は国も地方も企業もよく使われますが、その持続可能な体制というのは、逆に言えば、このままいったらもう持続できない、ジリ貧だということになるという意味かなという、その辺がよく分かりません。ですから、持続可能な体制の構築とはどういうことをイメージされておられるのかということがまず1点。

次に、これまでの議論の中で、平成20年2月、約18年前の社会教育審議会答申のことが出てきますが、18年前との社会情勢との差はどのように認識されておられるのかというのが2点目です。

これまでの議論についての中で、令和7年2月の審議会のところ、社会教育施設は予算や来館者数など数値だけでは測れない面があると書かれていますが、具体的にどういうことを考えておられるのかということも合わせて聞かせてもらいたいと思います。

それから次に、これまでの議論について、サウンディング型のところですけども、1番下に、管理運営に関することで、自主事業に関することで、施設価値の創出についてなど、いろんな多くの意見やアイデアが出ると書いておられますが、このイメージが湧いて

こないのです。具体的にどのような感じのことを考えてこの文章をつけておられるのかなと。

あとは、歴史資料館の学芸員業務のことですが、民間のそういう施設もあると思うのです。それで、学芸員もそこには置いておられると思うし、それとどう違うのかなと思って。民間施設でも、やっておられるのに効率的にしておられる時もありますけれども。適正な人員を配置すれば、こなせるのではないかと思ったりもするのですけどね。その辺のことは、事業者の見解まで私は分からないので、どういうことかニュアンス的なことを聞かせてもらえたらと思います。

私は、現状で良いかなと思っておるのですが、あまりにもその現状に固執すると、やっぱり進歩がないと言ったら言い過ぎかもしれませんが、何か時代に合わせたような対応力がどうなのかなという感じもあるので、それは私の意見ですが、それについて何かお考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

【室井議長】

まず初めのところで、持続可能な体制に関する質問に対して説明をお願いします。

【佐々木係長】

持続可能な体制ですが、文化会館の運営上の課題として挙げましたが、運営体制が1番ネックだと考えています。自主事業の企画運営もそうですし、舞台オペレーターの確保も課題です。また、行政が行うべき、求められる業務というのも年々細かく難しくなっているように感じています。そういった意味で、未来に向けて健全な運営体制、持続可能な運営体制を構築することが重要だと思っています。

【室井議長】

平成20年の答申についてですけど、ちょっと後で補足していただいてもいいと思うのですが、この平成20年の審議会については私も出席しておりました。もう1つは、今年2月のところで、文化会館も含め、平成20年の答申を参考にしてほしいという、これは私の方で言った覚えがあります。平成20年の時ですと、やっぱり今と事情が色々違うというか、これはもう間違いなくあると思うのです、職員の数だとかそういうのも、その時も少し問題になりました。その時は基本的にはもうやはり全て、直営という考えが強かったのですが、この時はもう中央公民館から地区公民館、それから言ってみれば全ての社会教育施設ですね、それについて、直営か委託かという問題で、いろんな施設について議論したことでした。その中で、特に文化会館の場合などは、議事録の方で確認していただきましたけども、文化会館は貸館事業と自主事業があります。貸館については、ここに記載があるように直営じゃなくてもいいじゃないかと。いいじゃないかっていうよりも、その方がいいっていうのではなくて、それでもできる、しかし自主事業についてはま

だまだ検討をするという、こういう形で答申をしていたと思います。先ほども示していただいたところだと思いますけどね。もう少しまたその後で聞きたいってことであればまた加えます。

【神南委員】

前のページで、価値の創出ができますと、その文章がずっとあるでしょう。業者がそういう回答してくれたわけでしょう。意見やアイデアが出るということで、その別紙として、町の行政がまとめ、考えてのことかなと思うのです。管理運営に関すること、自主事業に関すること、施設価値の創出について、いろんな良い意見とかアイデアが出てくるであろうと。ということを考えて聞かれたわけでしょう。業者を呼んで、この町が考えているそのイメージがない、価値の創出とか言うのだけでも、これは、町として何を業者に求めるのかということになりますよね、そういうことまで認識があるのでしたら、公務員として一生懸命頑張れと言いたくないけども、そういうことも全部。今回は業者さんからいろんなアイデア聞いてやるわけですから、何を求めてというか、何をイメージしてこういうことを入れられたのかということを私は1番聞きたいです。

【佐々木係長】

指定管理のサウンディングの目的というのは、職員は今まで直営しか経験しておりませんので、民間の力を活用すればどういった変化が起こるのかという、そもそもの大前提を調べたかったというところがあります。5社に来ていただき、意見をいただきましたけれども、民間であればこういうことができますよという幅広い提案を受けた内容がこれでございます。事業者の営業的な話も色々幅広く表現されているようなところもありましたので、そこは整理をさせていただきましたけれども、民間事業者は連携という意味で、他の館を営業されており、色々なノウハウを蓄積されているということは確認できました。そういう意味では非常に意味があったのかなという風に思っております。

【熊谷課長】

民間にも学芸員、委託の中に学芸員がいらっしゃって、専門性が高い組織があるじゃないかという指摘でございますけども、確かにその通りです。民間の方にも学芸員が運営されているところもあるのですけど、太子町につきましてはすでに学芸員が正規職員として配置されておりますから、正規職員の専門性を高めて運営していけるだろうという判断で、民間と同等の魅力を出せる施設という風に思っております。

図書館についても、色々事例は教えていただきましたけれども、本庁は図書に関しては非常に専門性の高い施設というふうに私も認識しております。ここをどういうふうに一般の方にお越しいただけるように広めていくかというのは、これは直営を選べば、また職員の課題として広く皆さんに来ていただける施設にしていけないといけないという課題があ

ると思います。

それと、1番最初の持続可能な運営という質問でしたけれども、本来、今トレンドはスモールシティとかダウンサイジングが持続可能ということの1つとされておりますけれども、本庁はこの大規模改修という道を選びました。本来、この施設を維持できるかどうかというところで持続可能かということは考えるべきであったと思いますが、この文化施設を維持しようということを決定しましたので、それであればしっかりと運営をしていく覚悟を持って改修しておりますので、しっかりとそこは運営をしていく、文化行政を高めていくという方向性を出しているものでございますので、指定管理をして、さらに魅力のある会館にしていきたいというところです。この度総合的な判断として、指定管理という方向で提案させていただいています。

【芦田委員】

今おっしゃった持続可能ということについての質問なのですが。具体的に、文化会館について運営体制を持続可能にしていきたいとおっしゃったと思うのですが、具体的にはどういうことなのかよく分からないのですよ。これは最初、説明の中で示されたことだと思うのですがね。だから、後の運営方針の検討というところで意見を出していただいたらどうか、そこに繋がると思うのですが。

【室井議長】

これまでの議論についてということで、その中でも何かあればということでしたので、これからのことについては、今、図書館から歴史資料館の方の問題も出たのですが、これは今までの議論の中に絡むという話で、この2つの施設については以前から審議会の方でも直営が望ましいという方向で来ていますし、そういう結論という形でも示されております。そのため、先にこの図書館と歴史資料館の直営ということについて、審議会として見解を確認しておきたいと思うのですが、この点についてご意見はございますか。

【神南委員】

直営は直営で私はいいと思うのです。人は人事異動等で変わってきますよね。だから、専門性を高めていく、価値を上げると言いつつも、結局人が変わればまたパワーが落ちると、人的なパワーの面で。そういった面で、あなたはもう入ってから辞めるまでずっと図書館勤務ですと、そんなことはできないと思うから、そういった面で、人の確保とそれから特に人件費等も、気にしないといけない課題もあるだろうと思うのですが、そういった面で、まず必要な人員で今運営できているのかと。私はその辺が外部の人間なのでわからないけど、今の人員配置でまずまずやれていますというのか、どうかということもやはり検討しとかないといけないのではないのでしょうか。

【熊谷課長】

はい。図書館については司書がいるというのが大前提になりますので、現在司書は正規職員で2名配置しております、継続的に司書を配置できるような雇用の体制は取っております。そこを補充するものとして、会計年度任用職員3名。あと、臨時職員が3名、正規一般事務職が1人入っております。そういう9人の体制で行っておりますけども、人数的にはそれでいいと思います。あとは、中身の質をどう高めていくかというのは検討課題と思っております。歴史資料館については、河岸の方から説明します。

【河岸主査】

歴史資料館につきましては、正規職の学芸員が1名で、再任用の学芸員が1名。今は閉館しておりますので、資料の整理作業っていうのを中心に工事もありますので、収蔵庫を2個抱えております。1箇所ずつ直していただくっていう風な、空調を直していただく関係でその資料を動かす必要があるのですけれども、それを整理する必要がある。動かした際にどこかへ行ってしまうと困るのでそれをしていただくということで、受付職員3名を整理作業ということで配置替えして、障がい者雇用の職員も合わせますと6名職員がいるという状況でございます。その中にも学芸員がおりますから、専門性は確保できるということで、直営で考えております。

【室井議長】

専門性と持続性、いずれも満たされていると、そういう意味で理解させていただいていいかと思いますが。それではですね。まず、その図書館と歴史資料館についての直営、この方向はそれで進めていただくということで、まず確認しておきたいと思うんですけど、よろしいですか。

【各委員】

結構です。

【室井議長】

では、全会一致で図書館、歴史館は直営で進めていくということとします。

それでは、文化会館の方の問題になるのですが、先ほどこれまでの議論についてということでご質問を受けたのですが、この4枚目の表のところで、これまでの議論についての最後のところなのですが、文化会館については、多目的な利用が可能で柔軟な運営が求められる。そして直営の課題等を洗い出しということで、この直営の課題というのが次の運営方針の検討のところの最初、文化会館の運営上の課題ということですね。このところで2つ項目も上がっています。

まず、両方関わるところもあるのですが、上の方の魅力ある事業、自主事業の企画

運営、これが下の5枚目の方の表の中でいきますと、文化会館における直営と指定管理の比較で、自主事業の箇所、直営では企画運営力の不足というような言葉も出てきております。ここが委託ですね、指定管理制度を導入するかどうかという大きなポイントになっていると思うのです。というのは、コストの削減ということではないですね。その辺も踏まえて、ご質問をお受けしたいと思うのですけども、いかがですか。

【神南委員】

舞台技術のところですけどね、現在、そのオペレーター業務は町の職員もやるかもしれないけど、ほとんど業者に委託しているじゃないですか。実質上、民間の力・技術が入っています。それって実質的に問題ないのではないかなと思って思うところが1点。

それから、自主事業のあり方のところで、民間の力をすごく過大にしすぎているのではないかなと私は思うのだけど。町民のメリットというのは分かるのですけど、多額のお金をかけて指定管理者して、実際、町の職員も何人か管理者としていらっしゃるわけでしょう。そういった面で、本当にコストがどうなるかなという、私はそういう危惧もあるので、それについていかがでしょうか。実質委託しているために良いのではないかなという点とコスト面の2点お願いします。

【佐々木係長】

まず、実質委託している現状を具体的に言いますと、令和6年度まで1人の職員にアルバイトとして来ていただいていた。文化会館には大ホールと中ホールの2つのホールがありますけども、中ホールがメインで、大ホールは大体3人でオペレーターを回すのですけど、そちらは外注した事業者でしていました。そこに、私たちが懸念している、全てを外部委託してしまうとなると、例えばホール利用者との打ち合わせをするときに、外注した業者であれば、本当は人員が5人で良いのに6人呼ぶとか7人呼ぶとか、ただ、それは私たち事務職員では分からないところなので、そこに関して、その町職員のオペレーターが入り、適正な人数、今回のこの規模だったら3人で良いじゃないか、4人で良いじゃないかっていうような意見を外注事業者に出していました。そういったこともあって、歯止めみたいなのが効いていたところがあるのです。指定管理をするにしても、今まで通り直営で外注すると、今言ったようなところがその外注事業者の言いなりというか、思うようになってしまうので、あくまで運営側にもオペレーター、その技術者を置くことにメリットがあると考えます。運営側ですので、例えば本当は5人でいいのに6人呼ぶとなったら、運営側がそれを判断すると、もちろんコスト増になってしまうので指定管理者はそのような判断はしないだろうという認識です。

もう1つが指定管理料の話です。これは決して経費を削減するための施策ではございません。試算しましたら、直営よりも約1割増額の見込みです。ですから、その1割強経費が増えるのは、内部でも色々とその辺りの折衝はあるのですけれども、職場の人員という

のも、業務が年々増加傾向で人員が不足しているような状況があります。ですから、文化会館にこれまでは正規職員は6人程度いましたが、それがおそらく指定管理となると、町の担当者というのは少数でまかなえるようになるのですね。なので、運営経費は上がりますけど、行政の人材を他の部門の住民サービスに活かせるという利点がありますから、町行政全体のサービスとしては向上するということになります。文化会館だけで考えれば、コストは上がるということになります。

【廣田委員】

今の質問に少し関連するのですが、今の課長からの説明で、要するに、今のホールの職員では運営がやりにくいということですね。

【熊谷課長】

特にその舞台、オペレーターですけども、技術を扱う職員というのは、技能労務職という職員です。それは、例えば自動車運転員であるとか電話交換手であるとか、特定の業務に専従するものを技能労務職というのですが、その職員が太子町にはおりません。町の方針でも技能労務職を雇用するという方針はこれからもございませんので、ここの舞台オペレーターというところは、一般事務職でどうこうできるものでもなく、専門性が非常に高いので、技術がないため外部委託する状況にあります。魅力ある事業実施、事業の企画運営ことですが、人員の配置の問題もありますし、いわゆるプロデューサー業が困難であるということが1つ上がっていると思います。そして、このプロデューサー業については、これまでもいろんな職員が人事異動でその部署に就いて、異動した初日からイベントの企画をするような業務をしておりました。その中には、専門職でございませんで、得意である職員とかそういった業務が苦手な職員と、人事異動のある中で、毎年度ごとに業務の質のばらつきと言いますか、多くの行事が実施できた年とかあまりできなかった年もありました。この参考資料でお出しした企業の実績を踏まえたら、企業はいろんなネットワークを持っていますから、1つの事業をするにしてもすぐにセッティングできるという状況にあるのです。ですから、1人の職員が一生懸命携わって1つの行事を実施する時間的ロスを考えると、1つの興行がすぐに実施できるということはサウディングでも確認できたところですので、効率的に運営できる判断の1つになっておるかと思います。職員で頑張れという声も確かにあるのですが、その効率性というところに着目すれば、指定管理事業者がする方がスムーズにできるというのは、私たちも確認しているところではございます。

【室井議長】

いわゆる、自主事業の企画運営、この面でより指定管理制度導入の方にメリットがあるという判断ということですね。今度、文化会館の運営方針検討の、先ほどから出ているメ

リットからデメリットも含めてですね。特にご意見もあろうかと思うのですけども、いかがでしょう。

【中村信委員】

職員が1人いて、あとは指定管理の人たちによって運営されて、イニシアティブを取るのはその1人の人になるわけでしょう。その指定管理業者が入っていて、その人たちに色々要求すると。でも、その人が、しょっちゅう変わりますとか、どうも持続可能にするためにはなんか抑えるところがないと、その業者がどんどん好きにやっちゃって、抑えが効かなくなるかもしれないし、そういうのはどう考えてらっしゃるかを知りたいです。

【佐々木係長】

先ほどの説明で、行政が手綱を握ってやっていく、指定管理業者に丸投げしないっていうのが重要だと話させていただいたのですけど、それを町の職員が1人、例えば若い職員1人が手綱を握れるのかというと、それは絶対できないと思います。あくまでその1人配属される職員というのは、指定管理等の事務的なことを想定してまして、文化会館の方針とか、町の方針であるとかは、課全体、教育委員会全体で考えて決めないといけません。そこまで1人に任せてしまうと、それはもう丸投げと一緒にです。職員も分からないので、指定管理業者さん後はお願いしますっていう風になってしまうと、それは失敗事例と一緒になってしまいます。説明の中でも全国的にそういった失敗をしているところもありますが、その意識は絶対持ってやらないと駄目だとは思っています。だから、担当職員は1人かもしれないですけど、方針決めるのはあくまで組織でやらないと駄目だとは思っています。

【廣田委員】

全体でやるっていうことは、例えばこういう催しがありますがどうですか。というのに対して、それは方針とは外れるから、そういう行事はやめてくださいみたいなことまでやっていくっていうことですか。

【佐々木係長】

例えば、自主事業は10個程度年間行っていました。その中には、コンサートであるとか音楽祭など、利用者から好評なイベントとかもありました。そのようなものは、これまで通りやってください、加えて、演出の仕方とかそういったところは、専門の事業者さらに良くなるようにできないですかと相談します。こうやって既存の5つはよりグレードアップさせて、残り5つについては一旦やめて、代わりにこういう事業をしてほしいですと事業者に相談します。例えば、赤ちゃんを連れた家族向けの事業ができませんか、というのを事業者に投げて、じゃあ具体的にこういう事業ができますっていうのを提案しても

らう。こういうことを職員1人じゃなくて組織で考えたいなど。もちろん、案出すのはその職員かもしれませんが、やっぱり全てを1人で考えて動いては無理なので。指定管理を進める上で、町の体制作りも含めてやっていきたいと考えています。

【芦田委員】

とりあえず行事をするにしても、ちょっと業者とで、じゃあすり合わせします。この事業に関してはこれだけの予算でしますよと、そういう申し入れはするんですよね。だから、その段階で事業費が膨らんだ場合どうするのか。その段階で事業者がうんと言わなかった場合は町としてどういう形で対応していくのか、その辺りですね。だから、年間のスケジュールを見て、年間の予算がこれだけになりますよと。そういうあたりで予算額だったら、予算額が年間で決まるのではないですか。だから、利用者に対してはそれ以上膨らますようなことはやめてくださいと。そういう申し入れは可能ですよね。

【佐々木係長】

例えば指定管理料を1億円とした場合、事業者の人件費とかその施設の維持管理には8000万円かかります。残り2000万円が今言われた自主事業で使える金額になります。8000万円はもちろん絶対かかる費用ですので、毎年固定で払います。自主事業の2000万円については、町として、先ほど方針の話でも出しましたが、来年は事業を縮小したいから1000万円にしたいっていうのまでは町で考えるのですね。なので、来年は9000万円でやってください、自主事業に関してはこの1000万円でやってくださいという協議をします。もし、それを超える事業をしたいのであれば、事業者の判断でやってもらうのは結構ですという風な話し合いになると思います。ですから、こちらの方針以上に、予算を超えてまで町の持ち出しが多くなるってことはありません。

【神南委員】

1人やったら、職員はかなり負担がかかる、だからその辺りが心配だと。だから、その辺りも結局、はっきりした方針が決まっていたら特に、職員はそれに関して、どれくらいまく流れているかどうか、それを確認して、町の方で適応、すり合わせする必要があるのではないのでしょうか。

【佐々木係長】

全くその通りだと思います。方針を職員1人に任せっきりにならずに、最初にしっかりと決めておけば、実際に担当する職員自体の負担はかなり減らせますし、事業自体もブレなく事業者は実施できると想定しております。

【廣田委員】

自主事業と言えば、文化振興協会、町が直接やっているか分からないけど、そういう事業が何点か10点ほどありますよね。それはそれでルーティンで、大体毎年同じような時期に同じようなことやったりして、芸能人を呼んだりとか。そういうイメージがあるのですが。まずそれは置いといて、電気代など建屋を管理していくお金は誰が払うのですか。

【佐々木係長】

それは指定管理料に含めて町が一旦事業者払って、事業者が電気代として払います。つまり、指定管理料の中に含まれています。

【廣田委員】

それはわかりました。あと、もう1点は例えばイベントをやって、800枚売れました。チケット代は誰が取るのですか。

【佐々木係長】

事業者です。ちなみに貸館の使用料も事業者です。文化会館の運営にかかる総支出額からこういった収入を差し引いた額を指定管理料として払うことになります。

【廣田委員】

町の収入には一切出てこないことですね。

【佐々木係長】

そのとおりです。

【廣田委員】

それで、芸能人を呼んで大きなコンサートをやる。そしたら、チケットの売り上げが悪かった。芸能人に払う金と売り上げを見たら、ちょっと赤字が出た。それは指定管理者が赤字を負担するということですね。

【佐々木係長】

そのとおりです。

【廣田委員】

利益が出た場合は指定管理者の利益となるということですね。

【佐々木係長】

そうです。利益が出た分はフィードバックしてというやり方もあるのですが、その収

入が事業者のモチベーション維持になるので、頑張ったらお金が入ってくる、でも、頑張っても結局町に戻すのだったら頑張りがたくないっていう風になってしまう。そこは事業者さんの利益としてやっていきたいなと思っています。

【神南委員】

メリットあるいはデメリットの話になっておりますけども。これにちょっと関連しますが、期間の設定ですかね。そういう見直しっていうのはどう考えておられますか。

【佐々木係長】

今の段階では令和9年から5年間を考えています。見直しについては、毎年評価を町の方でさせていただいて、都度事業者との協議を行い、例えば10事業分の費用を払っているのに何も向こうはしない、あまりにひどかったら、3年でも終わりにするとかいう協議も可能です。当初は5年で考えています。見直しは毎年行います。

【神南委員】

指名されたあとに行政がきちっと責任を持って管理できる、手綱を取れるのか、それとも業者が暴走してしまうのかと。結局、専門性のある業者を選んで、いろんな事業も内容を高めていいものにしようと、進化していこうと言っているのに、かえって内容が悪くなって、品が悪くなって、なんか良くないなとなる可能性もありますよね。だから、それをやっぱりチェックする機関がどっかにいると思うのですが、いいものにしたいと思って色々行政も考えられて、専門性のある人にやってもらおう、その方が良いということであれば、私はそれで良いと思うのだけど、やっぱり価値向上とか品質が向上していかないと良くないのですね。それだけは、要望になるけど、きっと今言ったように、行政が主体的にきちっとやるということをお願いしたいなというのを、要望しておきます。

それと、もう1点お尋ねするのは、5年契約とかいう話がありました。私は、平成18年当時、指定管理者の契約マニュアルを出していて、それを私が作った記憶があるのですが、今でもそういう契約、途中で切るとか、そういう問題は、必ず起きますから、しっかりした契約標準マニュアルみたいなものもあるのでしょうか。

【佐々木係長】

そうですね、最初に事業者とは協定を結びます。その中で、例えば施設の維持管理はどうするとか、そういった話をします。次に、年度ごとに指定管理料などの協議を行うことになります。

【神南委員】

それともう1点関連して、5年契約するのでしたら予算は5年分確保しないとだめです

よね。そういうことになれば、債務負担行為になる。

【熊谷課長】

はい、そうです。来年度の予算で債務負担行為を計上させていただいて、契約を来年度に行わないと、文化会館は原則1年前から大ホールの予約ができますから、業者を早く選定しないといけないということがありますので、債務負担行為で来年度に契約を進めます。

【玉田委員】

債務負担で実行予算はないという、まあそうだなということです。債務負担は、先ほどの説明があったように、町としての方向性や、これがいつどういうメンバーで協議されるのかというのが大事かと思います。色々多岐にわたって大変な作業だというのは想像できますが、しっかりした方向性を決めていただかないと、せっかくのこういう案が全て潰れてしまうし、一般の人が利用しようと、こういう事業をやりたいというような思いをお持ちの方も結構いると思います。

【佐々木係長】

先ほどの債務負担の話もありましたが、予算が成立し初めて、指定管理をやっているという話になります。指定管理業者の募集というのは、来年の夏ぐらいを今のところ想定しています。6月・7月ぐらいまでの間で、方針、自主事業をどうやっていくのかというのを、決めていく流れです。

【熊谷課長】

補足ですが、これには条例改正も必要になります。指定管理を行うということを定めないとはいけませんので、予算もそうですが、条例の改正ですとか、それを踏まえて指定管理業者を選定させていただくということなのですが、まずは当審議会での大きな方向性をいただかないと進むことができませんので、諮問・答申をさせていただいて、それから手順を踏んでまたご説明をしていくという形になります。

【室井議長】

もう少しメリット、デメリットについてのご意見もあろうかと思います。時間をもう少し取りたいと思いますけども、いかがでしょうか。特に、結論に向けてですけども、もう少し、この辺が気になるということを最後詰めておきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【中村信委員】

結局今までより良くなったよという意見だったら良いですし、それでやっぱりダメだったと、前のままがよかったという感じの意見が多かったらどうされるのかなって思いますね。

【佐々木係長】

期間については先ほど申しましたように5年で考えていますが、特に不備がなければ5年は続きます。その後、指定管理を続けるかどうかはまたその時の判断、毎年の見直しの判断になりますので、その時点で例えば町民からの評判が前の方が良かったという話になるのであれば、町で協議して直営に戻すということも可能性としてはございます。今の時点では、この行程で進めるかどうかということで、お考えいただきたいと思います。

【福井委員】

どちらかというと、現状で行って欲しいですけどね、文化協会としては。文化協会として、個人としても、いい方向に進んでいるようだから、反対してもしようがないし、町民が使いやすい方法で、いただければと思います。

【廣田委員】

今までの直営では、職員さんに異動があったりして、なかなか継続して同じようなことができないというのは確かにそうだと思います。だから、今回その指定管理者にお願いしてみると、今まで以上により良い事業が展開できるのではないかなという、期待も含めてね。指定管理者で行けたらいいなと私は思います。

【神南委員】

課長以下、いろんな職員さんが色々検討されて、こういうのでやりたいと、これで質を高めたいとおっしゃるのであれば。それに私は期待をしています。先ほどもおっしゃった、結局良くなかったとなった時に、いろんな反省材料として数年間はやっていかないとですけど、そういうことがないように。行政が主体的にしつつ、いい部分だけ特に発揮してもらっていいものになるということを期待するしか我々一般住民はないですから、それをまとめて私は期待したいです。

【熊谷課長】

ありがとうございます。私たちも大きな方針決定ですので、内部で様々な意見がございました。内部での結論としましては、指定管理ということに至っておりますけども、いろんなご心配があるかと思います。これはやってみながら軌道修正を行っていくというのが筋道ですので、もしさせていただけるのであれば、色々な疑問とか不安を、付帯意見にいただきまして、大きな方向性は示していただけたらという風に考えております。

【中村信委員】

もし失敗した場合、最初の直営に戻すのかどうか、部分的に委託にするのか。その辺りですね。もし失敗した場合に、戻すのか、いや、それは無理ですよとするのか、どういう感じなのでしょう。

【佐々木係長】

もしうまくいかなかった場合ということでございますけど、5年を1つの区切りとして、業者を改めるのか、それとも、直営に戻すということであっても、舞台管理とかは委託しないといけない部分もありますから、切り分けて委託をするという形になろうかと思っています。けれども、そこは5年で毎年チェックして、5年後のところでどういう判断するかというのは本当にやってみないと分からないところですので、仮定の話とさせていただきます。

【室井議長】

今のところだと、指定管理制度導入の方向ですね。ただ、見直しとか検討の機会をしっかりと作っていくという、こういうところが付帯意見になろうかなと思いますし、先ほどから出ていますように、1つの期間の目安として5年ということも上がっておりますので、今回は指定管理制度を導入するということで、最終的な確認なのですが、いかがでしょうか。

【廣田委員】

自主事業を10回ほどされるのを減らすかどうかという選定は役場の方がされるのでしょうか。

【佐々木係長】

そうですね、指定管理の自主事業をお願いする中で、いくらぐらい自主事業に使うかというのももちろん決めないといけないので、そこまでは事業数を通常通り10個するのか、5個にするのか、それとも15個にするのかっていう協議は町で検討させていただきます。

【神南委員】

この問題とは少し違って技術的な問題なのですが、公の施設やから設置管理条例があるでしょう。設置管理条例には、いつからいつまでは休暇、休日とするとか、ありますよね。一方の業者が張り切って、年中無休でやりますとかね。そういうことをやっているところもたくさんあるじゃないですか、休日だってやりますよとか条例上の技術的な問題

と、業者の張り切り具合の問題と、その辺がどうなっていくのかなという、疑問があるのですが。

【佐々木係長】

条例改正については、6月を予定しております。設置管理条例を指定管理が入れるような中身に修正していきますが、休館日等も協議してまいります。

【室井議長】

はい。それでは挙手よりも、お1人ずつ意見を願います。

【福井委員】

こういう方向でいっていますので、賛成はします。いい方向に行ってほしいと思います。

【神南委員】

私も結論としては、その方向でいいと思います。あと1点は、結局、質が低下する、町民が利用するのにかえて不便になったということだけはないようにしていただきたいなということを要望しておきます。

【玉田委員】

私の方からは、太子町の大きな文化行政の柱ですので、ぜひともしっかりした方向性を含めて管理をお願いしたいなと思います。

【芦田委員】

私も頑張ってやっていただきたいと思います。

【廣田委員】

私も町民が利用しやすい、親しみやすい会館になることを願っています。

【中村薫委員】

時代の流れでしょうか、私は町民にとって魅力ある文化会館になってくれたらそれでいいのではないかと考えております。

【中村信委員】

良いものになるのであれば賛成です。

【室井議長】

ありがとうございました。それでは、全会一致という形が文化会館に関しても出ましたので、まとめとして、図書館と歴史資料館については、これまで通り直営。そして、文化会館は令和9年のリニューアルオープンに合わせて指定管理制度を導入する。この方向とすることが確認できました。

それでは、欠席者のご意見も含めて、答申書を作成していきたいと思います。欠席者のご意見も含めて、先ほどから出ている付帯意見もまとめまして、答申書の審議をしていきたいと思います。日程についてはこちらの提案でよろしいですか。

【各委員】

異議なし。

【室井議長】

それでは、18日の午前10時からにしたいと思います。これにて審議は終了いたしましたので、議長の任を下ろさせていただきます。事務局はこの後の進行をよろしくお願いいたします。

【司会】

室井会長、長時間にわたる議事進行、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、慎重なご審議を賜りまして、ありがとうございます。次回、第2回での答申につきましても、お願い申し上げます。

それでは、本日の第1回社会教育審議会を閉会させていただきます。皆様、お疲れ様でした。お気を付けてお帰りください。ありがとうございました。

太子町社会教育審議会規則第4条に基づきここに署名する。

令和8年2月6日

署名委員

室井 美千博

署名委員

福井 和幸